

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する意見書（案）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）の実効性を高めるために、平成11年に国際連合総会で女子差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）が採択された。女子差別撤廃条約の締約国189か国中113か国が選択議定書を批准しているが、日本はまだ批准していない。女子差別撤廃条約が採択されてから40年がたち、日本が批准してから35年になるが、現在も日本社会において性別による差別が撤廃されたとは言い難い状況である。

個人通報制度と調査制度を定めた選択議定書は、女性の人権保障の国際基準として女子差別撤廃条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。日本においても選択議定書を批准することで、性別による不平等の解消につながることを期待される。

女子差別撤廃委員会は、日本からの実施状況報告に対する最終見解において、選択議定書の批准を検討するよう繰り返し求めている。また、第4次男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と明記している。さらに、国会においては、選択議定書の早期批准を求める請願が採択されている。政府は、男女平等を実現し、全ての人の人権が尊重される社会を創るため、速やかに選択議定書の批准に向けて動き出すべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、選択議定書を速やかに批准するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月 日

東京都議会議長 石川良一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
男女共同参画担当大臣

宛て